

住宅用家屋証明申請の必要書類（手数料:1,300円）

< 共通要件 >

個人が自己の居住の用に供する家屋であること。附属建物を含めて床面積が50㎡以上であること。

併用住宅の場合、居住用の部分が全体の床面積の90%を超えていること。

新築または取得後1年以内の家屋であること。

区分		入居の有無	必要書類
(イ) (a) (c) (e)	個人が建築確認申請を行ったもの（注文住宅）	入居済	1 登記事項証明書又は登記完了証（書面申請の場合は登記完了証と登記申請書の写し） 2 建築確認済証又は検査済証 3 住民票 4 特定認定長期優良住宅＝(c)の場合は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第一号様式による申請書の副本及び第二号様式による認定通知書の写し 5 認定低炭素住宅＝(e)の場合は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第五による申請書の副本及び別記様式第六による認定通知書の写し
		入居予定	1 登記事項証明書又は登記完了証（書面申請の場合は登記完了証と登記申請書の写し） 2 建築確認済証又は検査済証 3 居住申立書（注1） 4 現在居住している家屋の状況・処分等を証明する書類（注2） 5 特定認定長期優良住宅＝(c)の場合は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第一号様式による申請書の副本及び第二号様式による認定通知書の写し 6 認定低炭素住宅＝(e)の場合は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第五による申請書の副本及び別記様式第六による認定通知書の写し
(イ) (b) (d) (f)	(法人等が建築確認申請を行ったもの・新築マンション等)	入居済	1 登記事項証明書又は登記完了証（書面申請の場合は登記完了証と登記申請書の写し） 2 建築確認済証又は検査済証 3 住民票 4 売買契約書又は売渡証書 5 建築後使用されたことのない証明書 6 特定認定長期優良住宅＝(d)の場合は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第一号様式による申請書の副本及び第二号様式による認定通知書の写し 7 認定低炭素住宅＝(f)の場合は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第五による申請書の副本及び別記様式第六による認定通知書の写し
		入居予定	1 登記事項証明書又は登記完了証（書面申請の場合は登記完了証と登記申請書の写し） 2 建築確認済証又は検査済証 3 居住申立書（注1） 4 現在居住している家屋の状況・処分等を証明する書類（注2） 5 売買契約書又は売渡証書 6 建築後使用されたことのない証明書 7 特定認定長期優良住宅＝(d)の場合は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第一号様式による申請書の副本及び第二号様式による認定通知書の写し 8 認定低炭素住宅＝(f)の場合は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第五による申請書の副本及び別記様式第六による認定通知書の写し
ことのあるもの（ロ）	中古住宅	入居済	1 登記事項証明書（登記済証） 2 住民票 3 売買契約書又は売渡証書（競落の場合は、代金納付期限通知書等） 4 耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書（注3） 5 (ロ) (a)に該当する場合は、増改築等工事証明書及び保険付保証明書
		入居予定	1 登記事項証明書（登記済証） 2 居住申立書（注1） 3 現在居住している家屋の状況・処分等を証明する書類（注2） 4 売買契約書又は売渡証書（競落の場合は、代金納付期限通知書等） 5 耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書（注3） 6 (ロ) (a)に該当する場合は、増改築等工事証明書及び保険付保証明書

※申立書・建築後使用されたことのない証明書は原本を提出してください。その他の書類は複写されているものでもかまいません。

（注1）宅地建物取引業者が、買主である当該個人の依頼を受けて当該家屋の取得に係る取引の代理又は媒介をした場合には、当該宅地建物取引業者が発行する入居見込み確認書（原本）でも可。

（注2）現在住んでいる家を売却する場合は売買契約書、借家等の場合は賃借契約書・社宅等使用許可書など。親族の持家に同居の場合は、今後同居しない旨が確認できる証明書（親族の申立書など）。

（注3）昭和57年1月1日以降に建築された家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなされるため、必要ありません。